



『「買ったたき」のポイント』

(企業に求められる「取引適正化・価格転嫁促進」)

令和7年1月31日

弁護士 横山 淳 司

E-mail : yokoyama_a@clo.gr.jp

第1 はじめに

近時ニュースなどでは、「賃金と物価の好循環」といった言葉を目にします。これは、賃金と物価の上昇が相互に影響しあうことをいい、実現することで、より経済の活性化が期待されます。

昨年のデータをみると、消費者物価指数（CPI）は、生鮮食品を除く前年同月比ベースで、令和6年11月にかけて2年8ヶ月連続で2%を上回って推移しています¹。また、令和6年春闘では5.33%もの歴史的な賃上げが実現し²、令和6年に賃上げを決めた企業は91.2%に上ります³。さらに、令和6年度の最低賃金引上率は、全国加重平均で5.1%と⁴、過去10年間で最大の引上率となっております⁵。昨年は、まさに「賃金と物価の好循環」への期待感が高まった1年であったと思われまます。

この「賃金と物価の好循環」をより強めるべく、企業には、「取引適正化・価格転嫁促進」が求められております。今後も物価高に加えて人手不足も見込まれるなか、「賃金と物価の好循環」をより強めるためには、「物価高に負けない賃上げ」を継続的に実現することが不可欠であるところ、安定的に賃上げ原資が確保でき

¹ 総務省統計局「消費者物価指数（CPI）結果」(<https://www.stat.go.jp/data/cpi/1.html>)

² 厚生労働省「令和6年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況を公表します」(令和6年8月2日) (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41871.html)

³ 厚生労働省「令和6年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況」(令和6年10月28日) (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/jittai/24/dl/10.pdf>)

⁴ 厚生労働省「地域別最低賃金の全国一覧」(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumichiran/index.html)

⁵ 厚生労働省「地域別最低賃金の全国加重平均額と引上げ率の推移」(<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/001126611.pdf>)

るよう、生産性向上と共に、取引適正化・価格転嫁の推進が肝要です⁶。

「取引適正化・価格転嫁促進」との関係では、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）のほか、下請代金支払遅延等防止法（下請法）、下請中小企業振興法（下請振興法）、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス保護法）といった法律が存在します。そして、近年ますます「取引適正化・価格転嫁促進」の要請が高まっており、このことは、下請法が禁止する「買ったたき」について、関係当局が以下のとおり取り組みを強化していることから明らかです。

令和5年11月29日

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の策定

令和6年5月27日

「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の改正

令和6年11月1日

「下請振興法に基づく振興基準」の改正

関係当局の「買ったたき」に対する規制意識は、今まで以上に高まっています。本稿では、近時のニュース報道を交えながら、「買ったたき」のポイントを説明いたします。今後取引適正化の強化を図りたいと考えている企業の参考になれば幸いです。

第2 「取引適正化・価格転嫁促進」に関する法律

1 下請法

下請法とは、下請取引の公正化・下請事業者の利益保護を目的とした法律です（下請法第1条）。下請法の対象となる下請取引の範囲は、次頁の図のとおりです。

下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（以下「運用基準」といいます。）とは、下請法違反行為を未然に防止することを目的として、下請法の解釈を明らかにするものです。

2 下請振興法

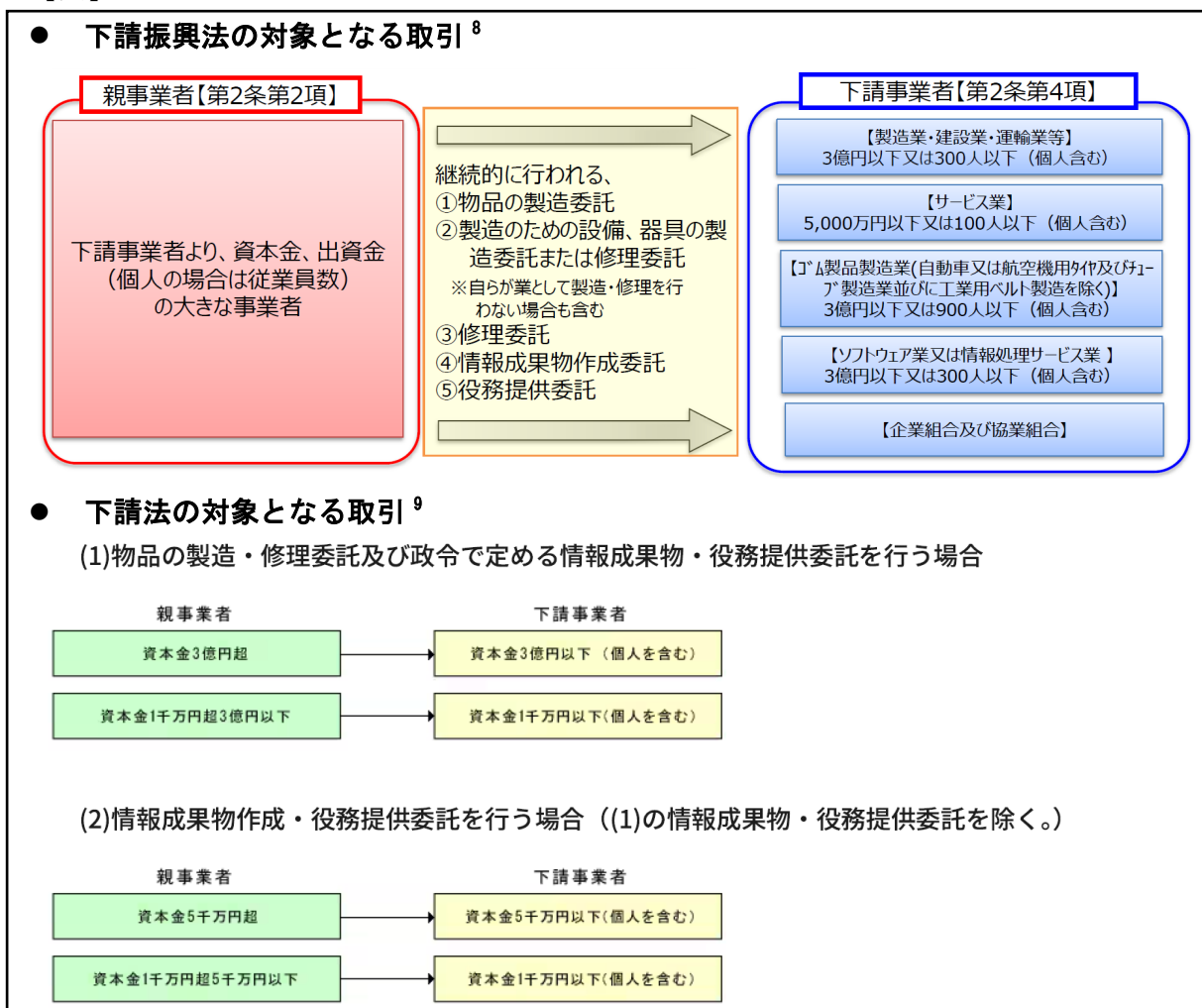
下請振興法とは、下請関係の改善・下請関係にある中小企業者の自主的な事業運営を目的とした法律です（下請振興法第1条）。

同じく下請事業者との取引の適正化を図ることを目的とする下請法が規制法規であるのに対し、下請振興法は、下請中小企業を育成・振興する支援法として

⁶ 経済産業省「取引適正化・価格転嫁促進に向けた取組」（令和6年1月）（https://www.cshusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/download/roumuhi/torihiki_tenka_torikimi.pdf）

の性格を有する法律です⁷。また、下図のとおり、下請法が親事業者の資本金規模によって適用の有無が異なるのに対し、下請振興法は、資本金が自己より小さい中小企業者に対して製造委託等を行う幅広い取引が対象となります。

【図】



下請振興法に基づく振興基準（以下「振興基準」といいます。）とは、下請中小

⁷ 中小企業庁「下請中小企業振興法」(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinko.html>)

⁸ 中小企業庁「下請中小企業振興法・振興基準について」（平成28年10月）(<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/shingikai/torihikimondai/2016/download/161024kihonmondai06.pdf>)

⁹ 公正取引委員会「下請法の概要」(<https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitaukegaiyo/gaiyo.html>)

企業の振興を図るため、下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準として、下請振興法第3条第1項の規定に基づき定められたものです。その中には、「対価の決定の方法の改善」、「納品の検査の方法の改善」、「下請代金の支払方法の改善」など、下請法とも関係の深い内容が数多くとり上げられており、下請法と併せて下請取引の適正化を支える重要なものです。また、親事業者においては、親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行として、振興基準の遵守はパートナーシップ構築宣言の対象となっています。パートナーシップ構築宣言を宣言・公表した企業は、補助金の優遇措置、税制の適用等を受けられるようになることから、振興基準を遵守することについての親事業者へのインセンティブとなります。

3 フリーランス保護法

フリーランス保護法は、フリーランスの就業環境の整備・フリーランスと発注事業者間の取引の適正化を目的とした法律であり(フリーランス保護法第1条)、こちらも下請取引の適正化を支える重要な法律です。直近の振興基準改正と同日の令和6年11月1日に施行されており、詳しくは、弊所法律コラムをご参照ください¹⁰。

第3 「買ったたき」の解釈

親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合、下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めることを禁止しています(下請法第4条第1項第5号)。これが「買ったたき」の禁止です。

「買ったたき」の解釈について、近時策定された指針、運用基準改正、及び振興基準改正をご紹介します。

1 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の策定¹¹

本指針は、令和5年11月29日、内閣官房及び公正取引委員会の連名で策定された、労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針です。優越的地位の濫用(独占禁止法第2条第9項第5号)または「買ったたき」について、特に労務費について問題となるおそれがあるものが整理されています。具体的には、以下のとおりです。

¹⁰ 弁護士法人中央総合法律事務所「2024年11月1日施行 フリーランス保護法について」(令和6年10月7日) (<https://www.clo.jp/column/4393/>)

¹¹ 内閣官房・公正取引委員会「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(令和5年11月29日) (<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>)

- ・ 労務費のコスト上昇分の価格転嫁につき、受注者からの要請の有無にかかわらず、明示的に協議することなく取引価格を長年据え置くことや実質的にはスポット取引とはいえない取引であるにもかかわらず、スポット取引であることを理由に労務費の転嫁について明示的に協議することなく取引価格を据え置くこと。
- ・ 価格交渉を行うための条件として、労務費上昇の理由の説明や根拠資料につき、公表資料に基づくものが提出されているにもかかわらず、これに加えて詳細なものや受注者のコスト構造に関わる内部情報まで求めることは、そのような情報を用意することが困難な受注者や取引先に開示したくないと考えている受注者に対しては、実質的に受注者からの価格転嫁に係る協議の要請を拒んでいるものと評価され得るところ、これらが示されないことにより明示的に協議することなく取引価格を据え置くこと。
- ・ 受注者が直接の取引先から労務費の転嫁を求められ、当該取引先との取引価格を引き上げるために発注者に対して協議を求めたにもかかわらず、明示的に協議することなく取引価格を据え置くこと。
- ・ 受注者から協議の要請を受けた際に、労務費の上昇分の価格転嫁に関するものであるという理由で協議のテーブルにつかないことにより、明示的に協議することなく取引価格を据え置くこと。
- ・ 労務費の転嫁のやり方が分からない受注者に対して算定式の例を示すのは労務費の適切な転嫁に向けた取組事例といえるが、発注者が特定の算定式やフォーマットを示し、それ以外の算定式やフォーマットに基づく労務費の転嫁を受け入れないことにより、明示的に協議することなく一方的に通常の価格より著しく低い単価を定めること。

2 「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の改正¹²

令和6年5月27日付の運用基準の改正では、「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」の解釈を明確にする旨の改正がなされました（運用基準第4の5(1)）。

次の額を「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」として取り扱う。

- ア 従前の給付に係る単価で計算された対価に比し著しく低い下請代金の額

¹² 公正取引委員会「「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の改正について」（令和6年5月27日）（https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/may/240527_unyuo.html）

イ 当該給付に係る主なコスト（労務費、原材料価格、エネルギーコスト等）の著しい上昇を、例えば、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの経済の実態が反映されていると考えられる公表資料から把握することができる場合において、据え置かれた下請代金の額

3 「下請振興法に基づく振興基準」の改正¹³

令和6年11月1日付の振興基準の改正でも、「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」の解釈を明確にする旨の改正がなされました（振興基準第4の1(9)）¹⁴。

「通常支払われる対価」とは、当該給付と同種又は類似の給付について当該下請事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価（以下「通常対価」という。）をいう。ただし、通常対価を把握することができないか又は困難である給付については、例えば、当該給付が従前の給付と同種又は類似のものである場合には、次の額を「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」として取り扱うものとする。

- ① 従前の給付に係る単価で計算された対価に比し著しく低い下請代金の額
- ② 当該給付に係る労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の著しい上昇を、例えば、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの経済の実態が反映されていると考えられる公表資料から把握することができる場合において、据え置かれた下請代金の額

4 ポイント

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」では、労務費の転嫁について、発注者が定期的にはまたは受注者の求めに応じて協議の場を設けること、当該協議での留意点等があげられております。公正取引委員会は、発注者が本指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請法に基づき厳正に対処していく方針です¹⁵。

また、運用基準改正及び振興基準改正により、労務費、原材料価格、エネルギー

¹³ 中小企業庁「振興基準（令和6年11月1日改正）」（令和6年11月1日）

（<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun.html>）

¹⁴ 振興基準改正では、約束手形等の支払サイトを60日以内とすることを徹底する旨の改正もなされましたが、本稿では説明を割愛させていただきます。

¹⁵ 内閣官房・公正取引委員会「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針について」（<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka/romuhitenka-2.pdf>）6頁。

一コスト等のコストの上昇分を取引価格に反映せず、従来どおりに取引価格を据え置くと「買ったたき」に該当するおそれがあることが明確化されました。取引価格を協議する際には、各省庁より公表されている賃金や物価の上昇率（「第1はじめに」参照）を考慮することが大切です。

なお、「買ったたき」には、他にも、大量発注を前提にした単価での少量の発注、量産品と同単価での補給品の発注等が該当します¹⁶。

第4 「買ったたき」が問題となった近時の事例

公正取引委員会は、親事業者が「買ったたき」に該当する行為をしたと認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその減じた額を支払い、その下請事業者の給付に係る物を再び引き取り、その下請代金の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとされており（下請法第7条第2項）。

また、公正取引委員会は、勧告のほかにも、今後、違反行為と同様の行為を行わないこと、下請事業者に原状回復措置等をとること、公正取引委員会にどのように改善したかを報告することなどを行うよう指導しています。指導は、下請法上に根拠規定があるものではありませんが、迅速にかつ効果的に下請事業者の利益を確保するために独占禁止法よりも簡易な手続を定めるために制定されたという下請法の趣旨から、下請事業者が被った不利益の程度が比較的軽微であった場合、違反のおそれがある場合などに、勧告よりもさらに簡易な手続及び調査で、下請法違反行為を早期に改善を図るために行われています¹⁷。

ここでは、「買ったたき」が問題となった近時の事例を2つ紹介いたします。

1 株式会社 KADOKAWA¹⁸

(1) 事案の概要

株式会社 KADOKAWA（以下「KADOKAWA」という。）及び株式会社 KADOKAWA LifeDesign（以下「LifeDesign」という。）は、雑誌「レタスクラブ」の発行事業において、下請事業者に対し、レタスクラブの記事作成及び写真撮影業務（以下「本件業務」という。）を委託しているところ、

¹⁶ 公正取引委員会「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」（令和6年5月27日）（<https://www.jftc.go.jp/shitauke/legislation/unyou.html>）

¹⁷ 鎌田明「はじめて学ぶ下請法」（商事法務）（平成29年11月20日）173頁。

¹⁸ 公正取引委員会「株式会社 KADOKAWA 及び株式会社 KADOKAWA LifeDesign に対する勧告について」（令和6年11月12日）（https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/nov/241112_kadokawa.html）

- ① KADOKAWA は、令和 5 年 1 月、自社の収益改善を図るため、発注単価を改定する旨を記載した「原稿料改定のお知らせ」と題する文書を下請事業者に通知した上で、下請事業者と十分な協議を行うことなく、当該発注単価を従前の単価から約 6.3 パーセントないし約 39.4 パーセント引き下げることを一方的に決定し、令和 5 年 4 月発売号以降のレタスクラブに係る本件業務を下請事業者（26 名）に委託する際に、当該引下げ後の単価を適用した。
- ② LifeDesign は、令和 6 年 4 月 1 日に KADOKAWA からレタスクラブ事業を承継し、本件業務を下請事業者（21 名）に委託しているところ、本件業務を委託する際の発注単価について、同月以降、下請事業者と十分な協議を行うことなく、KADOKAWA が当該承継前に一方的に決定した単価をそのまま適用している。

（2）勧告の概要

- ① 下請事業者に委託する本件業務の下請代金の額について、当該下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い額ではない額まで、レタスクラブの令和 5 年 4 月発売号に係る当該下請代金の支払分にまで遡って引き上げること。
- ② 前記(1)の行為が下請法第 4 条第 1 項第 5 号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものであること、今後、下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めないことを、取締役会の決議により確認すること。
- ③ 下請法第 4 条第 1 項第 5 号の規定に掲げる行為を行うことがないよう、自社の発注担当者等に対する下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること。
- ④ ①②③に基づいて採った措置を自社の役員及び従業員に周知徹底し、速やかに公正取引委員会に報告すること。

（3）解説

本件は、「買ったたき」に関する直近の勧告事例です。

発注者は、受注者からの要請の有無にかかわらず取引価格の協議の場を設け、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分を取引価格に反映する必要があります。本件の下請事業者はコスト構造において労務費の占める割合が高い業種と思われるところ、本件は、発注者の一方的な通知により、下請事業者と十分な協議を行うことなく、発注単価を据え置くどころか従前の単価から一方的に引き下げたものであり、当然に「買ったたき」に該当する行為

であったと思われます。

KADOKAWA 側が発注単価引下げの理由に挙げたのが、販売・広告収入の減少に加え、紙代といった資材費や輸送費などのコスト高騰のようです。昨今、価格転嫁の促進が求められているところ、コスト削減といった発注者の事情を下請事業者に押しつける取引は、「買ったたき」に該当するおそれがあるため、注意が必要です。

なお、(1)①の下請事業者 26 名のうち 21 名がフリーランスなどの個人事業主だったようです。フリーランス保護法と下請法のいずれにも違反する行為については、原則としてフリーランス保護法が優先適用されます。そのため、本件がフリーランス保護法施行後の行為であった場合、下請事業者のうち特定受託事業者（同法第 2 条第 1 項）に対する行為については、同法の定める「買ったたき」（同法 5 条第 1 項第 4 号）に該当する行為として、同法第 8 条に基づく勧告の対象となっていたと考えられます。同法では、下請法と異なり、勧告に従わなかった場合は措置命令（同法第 9 条第 1 項）、措置命令にも違反したときは 50 万円以下の罰金（同法第 24 条第 1 項）が定められています。

2 日本郵便株式会社

(1) 事案の概要¹⁹

公正取引委員会は、令和 6 年 6 月、日本郵便株式会社がゆうパックの配送を委託する下請企業からコスト上昇分を代金に反映するよう求められたのに応じなかったのは「買ったたき」にあたるおそれがあるとして、同社を行政指導しました。ゆうパックの配送を委託している下請企業から、コスト上昇分を委託料に反映するよう求められたにもかかわらず、一部の郵便局で十分な協議をせずに据え置くなどしていたようです。

(2) 解説

事案の詳細は不明ですが、本件で問題となった日本郵便株式会社の行為は、コストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置く行為であり、「買ったたき」にあたるおそれがあると判断された事例と思われます。

¹⁹ 日本経済新聞「日本郵便、価格転嫁への対応不十分 公取委が行政指導」（令和 7 年 1 月 8 日）（<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUE081N90Y5A100C2000000/>）（参照：令和 7 年 1 月 10 日）

第5 終わりに

近年、物価高、賃金上昇が進み、企業に対する「取引適正化・価格転嫁促進」の要請がますます高まっております。

また、公正取引委員会と中小企業庁では、下請法の見直しを議論する有識者会議が開かれており、令和6年12月25日に報告書が公表されました²⁰。そこでは、「買ったたき」とは別途、実効的な価格交渉が確保されるような取引環境を整備する観点から、例えば、給付に関する費用の変動等が生じた場合において、下請事業者からの価格協議の申出に応じなかったり、親事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に下請代金を決定して、下請事業者の利益を不当に害する行為を規制する必要があるという報告がなされております。政府は、本年の通常国会で下請法改正案の成立を目指しており、今後も更に「取引適正化・価格転嫁促進」の要請が強まるものと思われまます。

下請取引の親事業者または下請事業者となる企業の皆さまにおかれましては、価格交渉の場を積極的に設け、取引適正化に前向きな協議を行うことをぜひご検討ください。

以上

当事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせべく定期的にメールマガジンを発行させていただいております。また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本稿は一般的な情報を提供するもので、リーガルアドバイスを目的とするものではありません。本稿記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所の見解ではありません。個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要がございます。お問い合わせ等ございましたら、執筆担当者までご遠慮なくご連絡くださいますよう、お願いいたします。

【配信停止・お問い合わせについて】

今後、本メールマガジンの配信又は配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせがございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。

clo_mlstop@clo.gr.jp

²⁰ 企業取引研究会「企業取引研究会 報告書」（令和6年12月25日）(https://www.chusoh.meti.go.jp/keiei/torihiki/2024/241225_1.pdf) 9頁。